

CVS再認定 申請要領

(2013年 3 月一部改定)

(2016年 4 月一部改定)

(2021年 4 月一部改定)

(2021年 7 月一部改定)

(2024年 4 月一部改定)



公益社団法人 日本バリュー・エンジニアリング協会

1. CVS認定制度とは

CVS (Certified Value Specialist) 資格は、VEの指導・推進・実践を担える人材を広く育成するために、VEに関する正しい知識と極めて高いスキルを持つ人材に与えられるものです。有資格者は、米国をはじめ世界の国々の様々な分野で活躍しています。

CVS認定制度のプログラム(試験内容・認定基準・手続き・実施要領等)はその認定を行っている米国VE協会が定めており、日本での認定試験と再認定審査を本会が代行しています。

この試験及び審査は、米国VE協会と同等の基準で、申請者が有しているVE知識のみならず実務経験や応用力も併せて審査するもので、審査に合格し米国VE協会認定されると、日米双方のVE協会にCVSとして登録されます。

2. 日本におけるCVS資格の位置づけ

本会が認定する国内資格のVEリーダー(VEL)及びVEスペシャリスト(VES)とは別の、米国VE協会が認定する国際資格です。

3. 日本におけるCVSの役割

VEの実施者として	VE適用の全ての対象と段階でVEの考え方と技法を適用できること
VEの教育者として	VE教育体系の立案と個別教育の全ての計画・実施の指導ができること
VEの推進・管理者として	組織全体を対象としたVEの普及・定着の計画・実施(実践)の指導、統制ができること
VEの国際的専門家として	国際的VE専門家として国際的なVEプロジェクトの計画・実施(実践)の指導、統制ができること

I. 再認定・再登録について

CVSの認定・登録期間は2年間で、再認定・再登録を受けるには本会を通して米国VE協会に申請することが必要です。期限内に申請がなされなかった場合は、認定・登録が自動的に取り消されます。取り消された方がCVS資格を再取得するには、もう一度試験を受けて合格しなければなりません。

再認定料 16,500円(税込)

※ 登録の取り消しについて

7ページのCVS倫理綱領に反するような行為等が認められた場合は、登録が取り消されることがあります。

Ⅱ. CVS再認定の要件

2022年12月1日から2024年11月30日まで（取得月が12月の場合は2023年1月1日から2024年12月31日まで）の2年間で、継続学習とVE普及・協力活動及びVE推進活動を合計して40点あること。

且つ継続学習は28点以上必要であり、それだけで40点ある場合、VE普及・協力活動及びVE推進活動についての申請は不要とする。また、VE普及・協力活動及びVE推進活動の申請ができるのは、継続学習だけで40点に達しない場合の不足分のみで、12点までとする。

1) 継続学習

項 目	
次の①～⑤で、合計28点以上（端数時間は切上計算）	
① VEに関する研究会又は勉強会等に参加した場合 ➔ 主査又は副主査として参加した研究会等がある場合は、その研究会1つにつき④で“ファシリテーション講座を1回受講”とすることも可	1点／1回
② VEに関する大会・セミナーに参加した場合 ※ 例：大会に参加して発表や講演を5コマ聴講した場合は、その大会について5点申請可	1点／1コマ
③ VEに関する講座、研修会を受講した場合（講座での指導でも可） ※ 例：創造性、チームビルディング、コスト見積り・分析技法、プロジェクトマネジメント、プレゼンスキル及び次ページ“9つのコア・コンピテンシー”を教育目的としているもの ➔ 本会開催の対象講座については、次ページ参照 ➔ 若しくは、VEに関する資料・図書や論文を読み、又は動画を視聴し、その概要や感想等をA4版1/2ページ程度に纏めたレポートの提出でも可（レポート1つにつき1点） ※ 機能分析に関する講座の受講又はレポートの提出による1点は必須！	1点／1回
④ 次の1つ以上を教育目的とするファシリテーション講座を受講した場合（講座での指導でも可） ➤ チーム・ダイナミクス（集団力学）を管理する ➤ チームを動機づける ➤ コミュニケーション・スキルを表現する ➤ タイム・マネジメント・スキルを発揮する ➤ 情報を導き出す ➤ ファシリテーションのコア・プラクティスを思い出す ➤ チームに目的達成への焦点を当て続けさせる ➤ チームを合意形成に導く ➔ 本会開催の対象講座については、次ページ参照 ➔ 若しくは、ファシリテーションに関する資料・図書や論文を読み、又は動画を視聴し、その概要や感想等をA4版1/2ページ程度に纏めたレポートの提出でも可（レポート1つにつき1点） ※ 上記の講座受講、レポート提出又は研究会等参加による1点は必須！	1点／1回
⑤ 共著者として第一執筆者に執筆指導を行ったVEに関する論文が学協会等の審査（査読）を経て公表された場合	2点／1編

(1) 本会開催の継続学習③対象講座

講座名	開催日	開催方法
VEで活用するアイデア発想	2024年 7月11日(木)	Teams
VEの原点的思考（機能分析中心）	7月23日(火)	
企画段階のVE	7月26日(金)	
機能の整理法	9月 4日(水)	
VEに活かす“数字力”養成	9月11日(水)	
開発設計のVE（全2日）	9月26日(木) 9月27日(金)	
VEを組織的に適用するためのマネジメント	10月 3日(木)	
VEブラッシュアップ（基本編）	10月 4日(金)	
「目からウロコ」の見積業務	10月11日(金)	
VEブラッシュアップ（短文記述編）	10月17日(木)	
VEブラッシュアップ（論述編）	10月25日(金)	

(2) 本会開催の継続学習④対象講座

講座名	開催日	開催方法
ファシリテーション入門	7月10日(水)	Teams
VE活動で求められる ファシリテーションの実践（全3日）	8月 2日(金) 8月20日(火) 8月28日(水)	
話し合いをデザインする技術	10月10日(木)	

(3) 継続学習③の講座受講について〔補足〕

① 10点までは“9つのコア・コンピテンシー”のいずれかを教育目的とする講座の受講によることができる

➡ 前記 9 コンピテンシーのいずれかに関する資料・図書や論文を読み、又は動画を視聴し、その概要や感想等をA4版1/2ページ程度に纏めたレポートの提出でも可

No.	コンピテンシー（学習項目）	主な学習内容
1	VEの基本	<ul style="list-style-type: none"> ➢ VEの概要（定義、歴史、実施手順、等） ➢ 価値の概念（価値向上の形態、価値の概念式、等）
2	情報の変換	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 情報の解析（求められる情報の設定、収集、図表等への変換、等）
3	ファシリテーション	<ul style="list-style-type: none"> ➢ VE活動をリードするスキル（動機づけ、円滑なコミュニケーション、情報を引き出す、合意形成、等）
4	機能分析	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 機能分析の定義・目的 ➢ 機能定義 ➢ 機能評価
5	会計（コスト）	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現状コストの把握 ➢ 財務指標（損益分岐点、ROI、等） ➢ ライフサイクル・コスト（LCC）の概念
6	プレワークショップ段階	<ul style="list-style-type: none"> ➢ VE活動の目的と目標の確認 ➢ 適切なチームメンバーの招集（チーム規模の決定、専門家・ファシリテーターの要否） ➢ 活動内容の決定と活動計画の作成 ➢ 情報の収集・管理・共有
7	VEワークショップ段階	<ul style="list-style-type: none"> ➢ VE実施手順の各段階の目的と実施（手順、使用テクニック・ツール、方法のカスタマイズ、等）
8	ポストワークショップ段階	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 提案書の作成 ➢ 提案（発表、プレゼンテーション） ➢ 提案実施の支援と提案実施状況の把握
9	VE管理	<ul style="list-style-type: none"> ➢ VE活動の推進・進捗の（プロジェクトの選定方法、意思決定者・管理職等への教育、等）

- ② 2点までは前記 9 コンピテンシーを直接の教育目的とはしていないものの、これらのコンピテンシーに関連はしている講座の受講によることができる
- ➡ 前記 9 コンピテンシーに関連する資料・図書や論文を読み、又は動画を視聴し、その概要や感想等をA4版1/2ページ程度に纏めたレポートの提出でも可

2) VE普及・協力活動及びVE推進活動

(1) 継続学習だけで40点ある場合は、申請不要

(2) 申請できるのは、継続学習だけで40点に達しない場合の不足分のみで、12点までとする

カテゴリー	項目	
VE普及・協力活動	次の①～⑪で、合計12点以下 （端数時間は切上計算）	
	① 申請者本人又は申請者の所属組織（法人・団体又はその事業所・工場等）が、VEに関する非営利法人の社会貢献活動を会員として支援した場合	1点／1年
	② VEに関する非営利法人の社会貢献活動に、リーダー又はメンバーとして直接参画した場合 ※ 例：震災復興支援活動	1点／5時間
	③ 支部組織に参画し、VEに関する非営利法人の地域貢献活動を支援した場合 ※ 例：支部運営委員 ⇒ 東日本支部の部会に参加した場合は継続学習の①	4点／1年
	④ 支部長又は副支部長に就任し、VEに関する非営利法人支部組織の地域貢献活動を支援した場合	8点／1年
	⑤ 本部の委員会組織に参画し、VEに関する非営利法人の社会貢献活動を支援した場合 ※ 例：委員	4点／1年
	⑥ 委員長又は副委員長に就任し、VEに関する非営利法人の社会貢献活動を支援した場合	8点／1年
	⑦ 役員に就任し、VEに関する非営利法人の社会貢献活動を支援した場合 ※ 例：理事、監事	10点／1年
VE推進活動	⑧ VEに関する30分以上の発表・講演等を社内外で行った場合 ➡ VE誌など専門誌への記事掲載でも可（査読の有無は不問）	1点／1回
	⑨ 米国VE協会が認定しているバリュー・メソドロジー・ファンダメンタルズ 1 及び 2 やVEワークショップ・セミナー等、VEに関する教育を社内外で行った場合 ※ 得点は、講座の中で指導した割合で比率配分する ※ 1年につき2点まで申請可	2点／1講座
	⑩ VEに関する大会・セミナーのセッションで司会やパネリストを務めた場合 ※ 1年につき1点まで申請可	1点／1回
	⑪ 社内外でVE指導を行った場合	1点／1件

3) 上記学習及び活動についての申請内容の事実を証明する資料の添付

不要です。ただし、継続学習③及び④のレポートは必要です。また、その他の証明資料についても、米国VE協会からの求めにより申請後にお願いする場合がありますので、ご了承ください。

Ⅲ. 再認定料（16,500円）の納入方法

1. 銀行のATMから振り込む場合

最寄りの都市銀行、地方銀行、信託銀行、信用金庫のATMから、次の口座に振り込みください。

<振込先>

銀行名	三菱UFJ銀行
支店名	駒沢大学駅前支店
口座種別	普通預金
口座番号	0394063
口座名義	公益社団法人日本バリュー・エンジニアリング協会 試験係

注1) 依頼人の欄には、申請者本人の氏名・電話番号をご記入ください。

注2) 振込手数料は、申請者負担でお願いします。

注3) 振込日等を再認定申請書の様式4にご記入ください。領収証の添付は不要です。

注4) 前記以外の振込先をご希望の場合は、下記担当者にご相談ください。

2. 郵便局から払い込む場合

最寄りの郵便局から、備え付けの「郵便振替払込書」を使用して、次の口座に払い込みください。

<払込先>

口座番号	00190-6-536596
加入者名	日本VE協会 試験係

注1) 払込人の欄には、申請者本人の住所・氏名・電話番号をご記入ください。

注2) 払込手数料は、申請者負担でお願いします。

注3) 払込日等を再認定申請書の様式4にご記入ください。領収証の添付は不要です。

Ⅳ. 再認定申請書の送付先（電子メール又は郵便）

公益社団法人日本バリュー・エンジニアリング協会
事務局 鈴木 [E-mail: suzuki@sjve.org]
〒154-0012 東京都世田谷区駒沢 1-4-15 真井ビル6階
TEL. 03-5430-4488 / FAX. 03-5430-4431

※ 申請書の送付後、上記担当者からの連絡が特にない場合は、申請が問題なく受理されたとして、認定証が届くまでお待ちください。認定証は通常、年内中に届けられる予定です。

C V S 倫理綱領

VEの専門家として、CVSは次の各項目を遵守しなければならない。

1. 高い理想を掲げ、専門知識水準の向上に努め、社会に貢献する。
2. 顧客と企業の信頼に応えるため、誠意をもって職務を遂行し、その秘密を守り、勤勉かつ誠実に奉仕する。
3. つねに広い視野をもち、偏見をもたずに他人の意見やアイデアを尊重する。また著作権など、知的財産権の侵害となるような行為は厳に慎む。
4. 自己のあらゆる行動において、つねに真実・正確・公平そして品位を保ち、専門家としての名誉と能力を疑われるような行為を慎む。
5. 公共のために自己の専門的経験・知識を活用し、あらゆる機会をとらえ、社会にVEを普及することに努める。
6. VE活動の効率向上のために、つねに改善を推進するとともに、最新技法や適用拡大について研究に努める。
7. つねに一貫性・公平・寛容・尊敬の念をもってこの倫理綱領を守り、CVSの権威を保ち、同じ分野の専門家と協力する。
8. 専門技術の充実のために、教育訓練を通して、高い人格と専門技術をもった専門家の育成に力を尽くす。
9. リーダーシップが求められていることを自覚し、社会人としての道徳的責任を果たし、CVSの名を汚さないように配慮する。
10. CVSはその資格を取得したことによって、専門家としての能力を完全に備えたとはいえないことを十分に認識しておく。